

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	26 - 10. 高齢者福祉事業	協議細目	
調整方針			
項目	参 考 資 料		
先進事例	<p>「岐阜広域合併協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老事業については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から敬老事業のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。 ・住宅改造補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、笠松町及び岐南町の制度を適用するものとする。 ・はり、きゅう、マッサージ費用助成については、合併の翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。 ・配食サービスについては、合併後1年を目途に制度統合に向け調整を図るものとする。 ・介護用品支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。 <p>ただし、合併時に各市町において支給対象であった者で、岐阜市の制度を適用することにより支給対象でなくなる者については、合併の翌年度から3年度間に限り支給対象とみなすものとする。</p> <p>「郡上郡町村合併協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿者褒賞については長寿を祝福し、老人福祉の増進を図ることを目的にし次のとおり調整し、新市において実施する。褒賞の種類及び褒賞の額は、次のとおりとする。満100歳の者 金50万円 白鳥町の「敬老祝い金」及び明宝村の「老人援護年金」の各制度は、廃止する。 ・敬老会については、地域の実情を考慮し新市において内容等を調整するものとする。 ・配食サービス事業については、地域の実情を踏まえ、新市に引き継ぎ市域全体で実施できるよう内容等を調整し実施するものとする。 ・家族慰労金事業については、慰労金月額5,000円を基準とし、内容等を調整し市域全体で実施するものとする。 ・高齢者等温泉入浴サービス事業については、当面現行のまま新市に引き継ぎ内容等を調整し市域全体で実施するものとする。 ・外出支援サービス事業については、当面現行のまま新市に引き継ぎ内容等を調整し市域全体で実施するものとする。 		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
敬老事業						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
敬 老 会	対象	75歳以上	75歳以上	70歳以上及び老人クラブ会員	77歳以上	75歳以上
	主催	地区毎の実施団体	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
	場所	-	福祉センター	自然休養村管理センター	生涯学習センター	木木センター
	内容	各実施団体により異なる	式典・会食・余興等	式典・会食・余興等	式典・余興等	式典・会食・余興等
	補助金等	参加者1人につき3,000円	-	-	-	-
長 寿 褒 賞 金	100歳	500,000円	500,000円	1,000,000円	1,000,000円	500,000円
	99歳	-	100,000円	300,000円	-	-
	95歳	-	30,000円	150,000円	-	100,000円
	90歳	-	10,000円	80,000円	-	50,000円
	88歳	-	-	50,000円	-	44,000円
敬 老 祝 品	最高齢者(男女)	-	5,000円相当	10,000円相当	5,000円相当	/
	100歳	-	-	-	-	
	99歳	-	-	-	-	
	90歳以上	5,000円相当	-	-	-	
	88歳	5,000円相当	7,000円相当	-	3,000円相当	
	88歳(数え)	-	-	7,000円相当	-	
	80歳	-	6,000円相当	-	-	
	77歳	-	5,000円相当	-	-	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
69歳老人医療費助成事業						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
69歳老人医療費助成	助成対象者	69歳の者	69歳の者	69歳の者	69歳の者	69歳の者
	対象の範囲	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯
	助成内容	社会保険各法の自己負担額から「総医療費の1/10」、「自己負担限度額の3/5」のいずれか低い額を控除した額を助成する	社会保険各法の自己負担額から「総医療費の1/10」、「自己負担限度額の3/5」のいずれか低い額を控除した額を助成する	社会保険各法の自己負担額から「総医療費の1/10」、「自己負担限度額の3/5」のいずれか低い額を控除した額を助成する	社会保険各法の自己負担額から「総医療費の1/10」、「自己負担限度額の3/5」のいずれか低い額を控除した額を助成する	社会保険各法の自己負担額から「総医療費の1/10」、「自己負担限度額の3/5」のいずれか低い額を控除した額を助成する
	助成方法	償還	償還	償還	償還	償還
寝具類等乾燥消毒サービス事業						
寝具類等乾燥消毒サービス	対象者	・概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに属する高齢者、身体障害者	/	/	/	/
	内容	回収、乾燥消毒、配達（1回に2枚まで）				
	利用回数	年間12回まで				
	利用料	1回560円（減免規定あり）				
	委託先	民間業者				

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
家族介護慰労事業等						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
家族介護慰労金	内容	・過去1年間介護サービスを受けなかった高齢者を介護する家族に対し慰労金を支給する	/	・過去1年間介護サービスを受けなかった高齢者を介護する家族に対し慰労金を支給する	/	・過去1年間介護サービスを受けなかった高齢者を介護する家族に対し慰労金を支給する
	支給要件	要介護4又は5の認定を受けている者 介護保健サービス（在宅・施設）を利用していない者 の条件を満たす期間が1年以上経過している者 1年間に3ヶ月以上入院していない者 世帯の課税状況が非課税であること		要介護4又は5の認定を受けている者 介護保健サービス（在宅・施設）を利用していない者 の条件を満たす期間が1年以上経過している者 1年間に3ヶ月以上入院していない者 世帯の課税状況が非課税であること		要介護4又は5の認定を受けている者 介護保健サービス（在宅・施設）を利用していない者 の条件を満たす期間が1年以上経過している者 1年間に3ヶ月以上入院していない者 世帯の課税状況が非課税であること
	支給額	100,000円/年		100,000円/年		100,000円/年
寝たきり高齢者等 介護慰労金	支給要件	・要介護認定において概ね要介護3以上の寝たきり又は痴呆の高齢者を在宅で介護している者 ・要介護認定の申請はしていないが、上記に準ずる65歳以上の高齢者を在宅で介護している者	・6ヶ月以上病床にある65歳以上の老人を同居の親族が介護していること	/	/	/
	支給額	5,000円/月	10,000円/6月			

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
家族介護慰労事業等						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
高 齢 者 介 護 用 品 支 給 事 業	要件	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定において要支援、要介護と認定された者で生計中心者が所得税非課税世帯でかつ本人が住民税非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 介護度4・5と判定された者で前年度の所得税が非課税の世帯 	/
	支給額等			<ul style="list-style-type: none"> 月2,000円分までの紙おむつを支給する 	<ul style="list-style-type: none"> 年間75,000円相当の介護用品 家族介護者交流事業を受けていない場合は、年間100,000円 《介護用品》 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー 等の消耗品 	
家 族 介 護 者 交 流 事 業	内容	/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 介護から一時的に解放されるような旅行等を実施し、心身のリフレッシュ及び介護者間の交流を図る 	/
	支給要件				<ul style="list-style-type: none"> 下記の高齢者を介護している家族 介護度1以上 障害老人自立度A以上 痴呆老人自立度 以上 	
	経費				25,000円/人以内	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
紙おむつ購入券助成事業						
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
紙おむつ購入券等助成	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の在宅高齢者 ・ 寝たきり又は重度の痴呆で、常時介護を必要とする者 ・ 常時紙おむつを使用している者 	/	/	/	/
	支給額	年60,000円分の購入券				
	利用料	6,000円/年 (支給額の1割)				
配食サービス事業						
配食サービス事業	対象者	・ 概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難と思われる者	・ 概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯	・ 概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難と思われる者	・ 概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難と思われる者	・ 概ね65歳以上の独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難と思われる者
	実施内容	週7日昼食	年間10回	週1回昼食	週1回昼食	月1回昼食
	利用料	1食500円	無料	1食350円	1食300円	1食500円
	委託先	給食：民間給食センター 配食：シルバー人材センター	ボランティア団体	ボランティア団体	社会福祉協議会	給食：民間業者 配食：社会福祉協議会

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料					
高齢者生活支援助成事業							
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	
高齢者生活支援助成事業	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料を納付することにより、生計に著しい影響を受ける者に対し、保険料の一部を助成する 	/	/	/	/	
	対象者						<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険条例に基づく保険料減免の対象になっていない者 ・第1段階、第2段階で生活の実態が生活保護に該当する者で生活保護を受給していない者
	助成額						

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
高額療養資金等貸付事業						
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
高額療養資金等貸付事業	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者で引き続き6ヶ月以上居住している者 ・高額療養費及び高額介護若しくは居宅支援サービス費相当額に必要な資金を必要とする者で、他からの借受が困難な者 ・市税を完納している者 				
	貸付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費等相当額（10,000円以上）の90パーセント以内で貸付 				
	貸付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金は無利子 ・90日以内に償還 ・保証人を立てる 				